

関西大学体育会バレーボール部 OB・OG 会会則

第 1 章 総 則

(名称)

本会は関西大学体育会バレーボール部 OB・OG 会という。

(本部・事務局)

本会は本部を関西大学体育会バレーボール部内に置く。

事務局は以下とする。

大阪市東淀川区上新庄 2-1-7

L I F E 株式会社

また、各地区に支部を置くことができる。

(目的)

本会は会員相互の親睦を図り、関西大学体育会バレーボール部の活動に協力し、以てその発展に寄与することを目的とする

(事業)

本会は目的の達成の為に、次の事業を行う

- (1) 会員相互の親睦会の開催
- (2) 体育会バレーボール部に対する援助
- (3) 体育会バレーボール部の活動に資する協力
- (4) 関西大学体育会 OB・OG 会への協力
- (5) その他本会の目的達成の為に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

本会の会員は次の 4 種とする

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(会員の資格)

- (1) 正会員は関西大学体育会バレーボール部の OB・OG である
総会では議決権を有し、本会役員に選任される資格を有する
原則として、四回生を終了した時点で自動的に入会登録される
- (2) 特別会員は、正会員が推薦し役員会が認めた者
- (3) 名誉会員は、本会に功労のあった者で役員会が認めた者
- (4) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し本会の発展を助成する個人又は団体
で役員会が認めた者

会員は、次のいずれかの場合、会員資格を失う

会員資格を有する者が退会を希望し総会で承認された者（退会）

会員の死亡（退会）

著しく会員としての品位を汚したと総会で認められた者（除名）

(会費)

正会員は会費を納めなければならない

年会費は以下とする 納入方法は別に定める

年会費額	自動引き落とし以外	自動引き落としの場合
29 歳以下	5,000 円以上	3,000 円以上
30 歳以上 64 歳以下	10,000 円以上	7,000 円以上
65 歳以上	任意	任意

年会費額はその年の 1 月 1 日現在の年齢を適用する

第 3 章 役員

(役員の種類)

本会に次の役員を置く 役員は正会員の中から選出する

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 会長 1 名 | (2) 副会長 2 名 |
| (3) 幹事長 1 名 | (4) 幹事 複数名 |
| (5) 庶務会計 若干名 | (6) 監事 2 名 |

(役員任期)

本会の役員任期は 2 年とする

(役員選出)

会長、副会長、幹事長、幹事、庶務会計、会計監事は役員会で正会員より選出する

(役員の仕事)

会長は本会を代表 統括し、総会を招集して議長となる
副会長は会長を補佐し会長に支障のある時はこれを代理する
幹事長は役員会を主宰し、会務を執行する
幹事は幹事長の下で、会務を企画・実行する
庶務会計は本会の事務を処理し、会計事務全般を処理する
会計監事は財務を監査し、会議に出席して意見を述べる事ができる

(名誉会長)

本会に名誉会長を置くことができる
名誉会長は本会の諮問に応じる

(顧問参加)

本会に顧問及び参加を置くことができる
顧問及び参加は役員会の推薦により会長が委嘱する
顧問及び参加は会議に出席して意見を述べる事ができる

第4章 会 議

(会議の成立)

会議の議事の決定は出席者の過半数をもって成立とする。但し、可否同数の場合は議長が決する。ただし会則の変更は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする

(総会)

定例総会は最高決議機関で毎年1回開催する
臨時総会は会長が必要と認めた時開催する

総会に付議する事項

- (1) 役員を選任に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 基本財産に関する事項
- (5) 退会・除名など会員の異同に関する事項
- (6) 会則の変更に関する事項
- (7) その他本会の業務に関する重要な事項

(委員会)

役員会は年 3 回開催する 　ただし幹事長が必要と認めた時及び過半数の役員から請求のあった時、臨時役員会を開催する

第 5 章 会 計

(経費)

本会の経費は会費 寄付金 その他の収入をもってあてる

(会計年度)

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月末日をもって終わる

第 6 章 附 則

(細則の決定)

この会則の施行について必要な別に定める細則は総会の承認を経る

この会則は昭和 56 年 1 月 18 日より施行する

この会則は平成 24 年 2 月 26 日より施行する

この会則は平成 27 年 2 月 21 日より施行する

この会則は令和 5 年 1 月 29 日より施行する